

第1 各項目共通で否認するもの

- 1 領収書等証拠書類の添付のないものについて、成果物や資料等から支払の事実が推認できないもの
- 2 領収書等のあて名が会派名、個々の議員名以外のもの（会派名、議員名と推認できるものは除く）
- 3 政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、議員個人の資産形成につながる経費、私的な活動に関する経費
- 4 二重に計上された経費に係るもの
- 5 領収書等証拠書類から、平成27年度内での経費の支払が明らかでないもの（推認できるものは除く）

（例）上記1に該当して否認する場合、別表2の「判断基準」欄に「共通-1」と表記する

第2 その他

- 1 以下に記載する各項目別の判断基準によることができない場合は、個別に判断を行うものとする

（例）上記1に該当して否認する場合、別表2の「判断基準」欄に「その他-1」と表記する

第3 各項目別の判断基準

（例）「1 調査研究費」の「項目1（出張旅費）」について、合致しないもの(A)の「政務活動との関連を推認できないもの(①)」であると判断した場合、別表2の「判断基準」欄に「1-1-A-①」と表記する

1 調査研究費

項目	判断基準	
	合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1 出張旅費（海外）	① 政務活動との関連を推認できないもの ・出張日、目的等が不明なもの ・出張報告書が作成されていないもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事、個人的な参加団体のためのもの ③ 政務活動費による海外行政調査に関する取扱要領（平成25年7月1日施行）に反するもの。 ④ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・旅費規程によらない海外旅費	
2 出張旅費（国内）	① 政務活動との関連を推認できないもの ・出張日、目的等が不明なもの ・報告書が作成されていないもの ・果外視察において、必要性がない宿泊費 ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のもの ③ 一般に相当と認められる範囲を逸脱するもの	
3 ガソリン代その他	① 政務活動との関連を推認できないもの ・給油所等が不明なもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は政務活動そのものに必要な範囲を超えるもの ・維持管理費（洗車代、清掃代、車検代、保険料、税等） ・回口2度目の給油で合理的理由のないもの	① 政務活動と政務活動以外のものに区分できないもの
4 自動車リース料	① 政務活動との関連を推認できないもの ② 利用目的が政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・ローンの要素のあるもの	① 政務活動とそれ以外のものに区分できないもの
5 通信料金 ・タブレット代	① 用途を推認できないもの ② 利用目的が政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 政務活動とそれ以外のものに区分できないもの

6	研究会会費	① 政務活動との関連を推認できないもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的若しくは交際的な目的のもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	
---	-------	---	--

2 研修費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1	出張旅費 (海外)	調査研究費基準と同じ	
2	出張旅費 (国内)	調査研究費基準と同じ	
3	講師料・講師交通費	① 政務活動との関連を推認できないもの ・開催日、目的等が不明な会合その他によるもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な活動を目的とするもの	
4	駐車料金	① 政務活動との関連を推認できないもの ・「使途」欄に記載のないもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のもの ③ 会場として一般的に不相当と考えられる場所での駐車料金	

3 広報費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1	市政報告類印刷・製本費・写真、映像制作費	① 成果品 (コピー含む) の確認ができない (保管されていない) もの ② 上記①の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的から逸脱するもの	① 成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
2	事務用品代・文具	① 使途を推認できないもの	① 会派控室以外の場所で使用する文具、事務機器
3	切手、はがき、印紙代	① 使途を推認できないもの ② 年度末の切手の大量購入については、翌年度の政務活動費が会派に支払われる以前に必要なことが推認できないもの ③ 暑中見舞いはがき、年賀はがき、絵はがきなど、及びそのための切手	① 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるものに使用されるもの
4	ホームページ関係費 ・作成費 ・保守契約費 ・サーバー利用料 ・レンタル料 ・CMS利用料	① ホームページ作成について、内容が一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
5	市政報告会会場費・器材借上費等	① 政務活動との関連を推認できないもの及び政務活動の目的を逸脱するもの ・開催日、目的が不明な会場使用に係るもの ② 会場費及び茶菓子代の金額については、一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ③ 会場として、一般的に不相当と考えられる場所での会場費 ④ 食事代	
6	広報用機器購入費	① 政務活動との関連を推認できないもの及び政務活動の目的を逸脱するもの	① 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外にも使用されるもの

4 資料作成費

	項 目	判 断 基 準	
		合 致 し な い も の (A)	按 分 す る も の (B)
1	資料印刷費	① 内容が明らかに市政に関する調査研究以外のもの ② 成果品が確認できないもの	
2	事務機器購入費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 会派控室以外の場所に保管され、政務活動以外でも使用されるもの

5 事務所費

	項 目	判 断 基 準	
		合 致 し な い も の (A)	按 分 す る も の (B)
1	事務用品等消耗品、日用品	① 内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの ② 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 政務活動の一環として使用したことが明らかになっていないもの
2	事務所に係る固定電話代、FAX代、インターネット接続料、ケーブルテレビ視聴料	① 調査研究活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を推認できないもの	① 調査研究活動以外でも使用されるもの
3	茶菓子、コーヒー、茶等の購入費、ウォーターサーバー	① 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
4	賃料、事務所経費・クリーニング代	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
5	事務機器購入費	資料作成費基準と同じ	資料作成費基準と同じ
6	ガソリン代その他	調査研究費基準と同じ	調査研究費基準と同じ